和歌山県	和歌山市　橋本市	五パーセント級地	
岡山県	岡山市	三パーセント級地	
	倉敷市	二パーセント級地	
広島県	広島市	九パーセント級地	
	三原市　東広島市　廿日市市　安芸郡海田町　安芸郡坂町	三パーセント級地	
	呉市　竹原市　尾道市　福山市　府中市　三次市　庄原市　大竹市　安芸高田市　山県郡安芸太田町　豊田郡大崎上島町　世羅郡世羅町　神石郡神石高原町	二パーセント級地	
山口県	周南市	二パーセント級地	
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	二パーセント級地	
香川県	高松市	五パーセント級地	
	坂出市	二パーセント級地	
福岡県	福岡市　春日市　福津市	九パーセント級地	
	太宰府市　糸島市　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町	五パーセント級地	
	北九州市　筑紫野市　糟屋郡宇美町	三パーセント級地	
	大牟田市　久留米市　直方市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　大川市　行橋市　豊前市　中間市　小郡市　宗像市　うきは市　宮若市　朝倉市　みやま市 遠賀郡水巻町　朝倉郡東峰村　田川郡添田町　京都郡苅田町	二パーセント級地	
長崎県	長崎市	二パーセント級地	

備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表第二（附則第二条及び附則第四条関係）

附則第二条の官署は民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、人事院が適当であると認める官署とし、附則第四条の級地は当該官署ごとに人事院が定める級地とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五四（住居手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五四―一一

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適用除外職員） **第二条**　給与法第十一条の十第一項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　（略）	（適用除外職員） **第二条**　給与法第十一条の十第一項第一号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　（略）